

7 NFのインテグリティ(高潔性)に関するフェアプレーガイドライン

インテグリティ(高潔性)とは、「高潔性、すなわち、誠実であるとともに強固な倫理原則を維持できている状態」を意味します。

特に、スポーツ界においては、インテグリティ(高潔性)を脅かすとして社会的に問題視されている事象として、ドーピング、八百長、差別、暴力、パワハラ、セクハラ、スポーツ事故等、が掲げられています。そこで、この分野では、このようなインテグリティ(高潔性)を脅かす事象に対するガバナンスについて説明を行います。

自主的活動としてのスポーツ活動は、活動基盤としての財政力を維持するために、ややもすれば勝利至上主義や営利至上主義に走りがちです。

しかしながら、スポーツ活動が国民に広く促進されるべきものとして国家的支援を要請される(スポーツ基本法第1条、第3条)のは、スポーツ活動が、これを通じて関係者が自らの心身を鍛え、健康を維持促進し(同法第2条)、国内外の相互交流を図る(同法第7条)上で良好な文化的資源であるからと考えられる点にあります。その意味で、当該NFにおいて、インテグリティ(高潔性)を維持すべく積極的な取組が要請されるべきであり、これにより国民的な支援を求める基盤が整うと考えられます。

スポーツ基本法第2条第8項においては、「スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深める等、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。」として、インテグリティ(高潔性)に関する基本理念が定められた他、スポーツ基本法第5条第2項においても、「スポーツ団体は、スポーツの振興のために事業を適正に行うため」と規定されており、NFがスポーツの振興を目的としながらも、適正な事業運営が求められていることを読み取ることができます。

そして、このようなインテグリティ(高潔性)が達成されているスポーツは、極めて安心できるスポーツとして、より多くのファン、支援者を獲得し、スポーツの普及・振興、競技力の向上につなげることが可能になります。

以下は、スポーツ界においてインテグリティ(高潔性)を脅かす事象として社会的に問題視されている事象に対し、各NFの取組に一定の指標を設けることで、NFが統括するスポーツを通じて、スポーツ活動のインテグリティ(高潔性)の維持への貢献度、ひいてはNFの運営の適正さの指標とするものです。

(1) アンチ・ドーピング活動への取組(1項目)

- | |
|--|
| <p>□ a 日本ドーピング防止規程(JADA コード)又は世界ドーピング防止規程(WADA コード)に準じる規程を定め、アンチ・ドーピング宣言等、アンチ・ドーピング活動を自ら実践していること</p> |
|--|

【解説】

◆ 求められる理由 ～アンチ・ドーピングの必要性

スポーツ基本法第29条では、国が日本アンチ・ドーピング機構と連携してスポーツにおけるドーピング防止のための施策を講じることが求められています。

過度な勝利至上主義や営利至上主義・興業至上主義により、心身に有害又は害を与える可能性がありながらも短期的な競技能力向上のために薬物投与等の方法が用いられるという事態が生じています。このような事態は、競技者の心身への害悪を生じさせることのみならず、スポーツの公正さを害し、当該スポーツの健全な発展を阻害しています。インテグリティ(高潔性)を求められるスポーツ活動においては、アンチ・ドーピングは国際スポーツ社会における潮流です。

そこで、NFとしては、日本アンチ・ドーピング機構によって定められた日本ドーピング防止規程や、世界ドーピング防止規程に従う旨の規程を制定し、これに従うことでアンチ・ドーピングの取組が行われることが相当であり、かつインテグリティ(高潔性)の維持に向けた運営の実施状況を図ることができると考えられます。

なお、日本オリンピック委員会加盟団体規程第7条(6)においては、加盟団体に対して「日本ドーピング防止規程を遵守すること」が求められており、日本体育協会スポーツ憲章¹⁵⁶第2条においては、「アンチ・ドーピングに関する規程を遵守する」と定められ、加盟団体規程¹⁵⁷第12条第3項においては、加盟団体に対して「ドーピング防止に積極的に取り組まなければならない。」と規定されています。

¹⁵⁶ http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/jasa_kenshou.pdf

¹⁵⁷ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation001.pdf>

◆ ポイント

① 日本ドーピング防止規程又は世界ドーピング防止規程

既に、日本の多くの NF が採用している JADA が定めた日本ドーピング防止規程は、WADA が定めた世界ドーピング防止規程に準じており、オリンピックや世界選手権等、多くの国際大会に採用されている世界のドーピング防止規程の世界基準となっています。NF は、これまで行ってきた、JADA が定める日本ドーピング防止規程に基づく、アンチ・ドーピング施策に引き続き取り組まなければなりません。

なお、世界ドーピング防止規程は頻繁に改正されることから、アンチ・ドーピング情報のアップデートには十分留意する必要があります。

② 当該規程に従った運営の実施

NF は、JADA 規程に従った規程に基づき、JADA が実施するドーピング検査に協力し、違反行為に対しては資格停止等の懲罰が課されるよう、適切な措置を講じるほか、自らの登録者である競技者や指導者に対して、アンチ・ドーピング活動の教育、啓発に努める必要があります。

日本体育協会倫理に関するガイドライン¹⁵⁸ I . 3. 「アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について」においては、「監督、コーチ等指導的立場にある者はもとより、登録競技者等に対して、徹底した啓発活動を行っていくこと」と定められています。

¹⁵⁸ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/plan02.pdf>

③ 関係者への積極的かつ実効的な情報提供

アンチ・ドーピングの対象は多種多様な薬物に及んでいること、日進月歩の科学分野において対象が追加される等の形で変更していること等の事情からすれば、アンチ・ドーピングに関する情報を、競技者や支援者に対して適時に十分な情報が提供されることがドーピングを未然に防止するためには非常に重要です。とりわけ、日本の状況の中では、故意ではない「うっかりドーピング」¹⁵⁹を防止するため、かかる取組が重要であることが認識される必要があります。

そこで、アンチ・ドーピング活動について、日本アンチ・ドーピング機構とも連携しながら、競技者や競技支援要員に対して適宜研修を実施し、同機構が発信する情報についてアクセスできる環境を整える等により、情報収集と関係者へ提供することが重要です。

日本体育協会倫理に関するガイドライン¹⁶⁰ I . 3. 「アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について」(2)においては、「本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品等によっては、ドーピングの対象薬物が含まれている場合もあるため、競技者及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること」と定められています。

¹⁵⁹ JADA のウェブサイトの規律パネル決定のページでは、「うっかりドーピング」と思われる事例が散見される (<http://www.playtruejapan.org/disclosure/panel/>)。

¹⁶⁰ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/plan02.pdf>

【具体的な実践例】

- 日本体育協会倫理規程¹⁶¹第4条第1項には、役職員や登録者等の遵守事項として「暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用等の不適切な行為を絶対に行ってはならない」と定められており、各 NF においても、役職員や登録者等に対する倫理規程として定めるのが望ましいでしょう。
- Global DRO (Global Drug Reference Online)¹⁶²は、医薬品の成分を検索するためのサイトであり、世界ドーピング防止規程に対応しています。日本語版にも対応しており、インターネットを通じた検索の容易性、対応の即応性から利用可能性は高く、スポーツ活動に関わる者にとって利便性は高いでしょう。

¹⁶¹ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation061.pdf>

¹⁶² <http://www.globaldro.com/jp-ja/>

(2) スポーツの結果に影響を及ぼす不正行為の防止(1項目)

- | |
|---|
| <p>□ a スポーツの結果に影響を及ぼす不正行為を防止することを明記した倫理規程、防止宣言を定め、必要な施策を講じていること</p> |
|---|

【解説】

◆ 求められる理由 ～スポーツの公正維持

八百長等の、スポーツの結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為は、本来、正々堂々と勝利を目指してスポーツを行うというスポーツ活動の価値を否定し、不正の利益を助長するという意味では、スポーツ活動のインテグリティ(高潔性)を害するものであるから、これを排除するための準則を定めるとともに、必要な施策が講じられなければなりません。

プロスポーツでは、過度の営利至上主義的発想が、一見表出しない不正な利益と結びつき、公正な手続によらないマッチフィクシングや無気力試合が行われるという現象(八百長)が生じることがあります。

また、プロスポーツ以外であったとしても、対戦相手と示し合わせた敗退行為が行われることや、ロンドンオリンピックバドミントン競技で発生した、よりよい成績を達成するための敗退行為等、スポーツの結果の公正を疑わせることが存在することから、これらの事象を防止する必要があります。

◆ ポイント

① 倫理規程の整備

NFの明文において、NF運営側は公正に対戦相手を選出し、競技者等は正々堂々と勝利を目指すことが、当該スポーツ界のインテグリティ(高潔性)を保持するために重要であることを確認し、合理的な理由なく対戦相手や審判員を恣意的に決定したり、競技者等が勝利を目指すことなく故意に自らの敗戦や失点等の不利益を導く行為をしたり、独立公平でない審判員が判定に関わったりすることを禁止します。

NFとして、その統括するスポーツの結果に影響を及ぼす不正行為を根絶する宣言を行うことも有効でしょう。

② 必要な施策の実施

倫理規程で禁止を謳ったスポーツの結果に影響を及ぼす不正行為の排除を実現するため、定期的な調査や違反行為に対する適切な処分等の懲罰制度の整備、日常的な研修等の啓発、相談窓口の設置を行うことが考えられます。

【具体的な実践例】

- 公益財団法人全日本柔道連盟は、競技者規定第5条(3)において「自己の競技に金品を賭け、又はそれに関連する賭博に関係すること。」を競技者の禁止行為として定め、違反行為に対しては、倫理・懲戒規程に基づき違反行為者のみならず(同規定第3条第1項)、当該違反行為を教唆、幫助した者、監督すべき立場にある者で監督を怠ったと認められる者(同規定第3条第2項)に対しても懲戒処分を科することができる旨の規程を定めています。
- 公益財団法人日本卓球協会では、公正な対戦相手の組合せを行うことを目的として、専門委員会である「組み合わせ委員会」を設置しています。
- 日本体育協会は、倫理規程第4条第3項において「役・職員は、日常の生活において、公私の別を明らかにし、職務や地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。」と規定しています。
- 公益財団法人日本サッカー協会の懲罰規程では、懲罰対象の具体的行為として、第32条において「加盟団体又は選手等に対し、その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束したとき」(6号)、「加盟団体又は選手等が、方法の如何を問わず、また直接・間接を問わず試合結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与した場合」(7号)を定め、違反行為に対しては裁定委員会によって懲罰を科することができることとしています。
- また、公益財団法人日本サッカー協会は、平成23年より、違法なスポーツ賭博による八百長(試合の不正操作)の可能性を検知するシステム(FIFA Early Warning System: EWS)を導入して、日本において八百長行為を未然に防ぐための措置を行っています¹⁶³。実際にも、平成26年3月10日、EWSの報告が行われています¹⁶⁴。なお、このシステムの対象には、公益社団法人日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)の試合も対象となっており、公

¹⁶³ <http://www.jfa.or.jp/jfa/jfatoday/2013/02/-ews-fifa-early-warning-system-fifa.html>、
<http://dp31245415.lolipop.jp/fifa-ews.pdf>

¹⁶⁴ <http://www.j-league.or.jp/release/000/00005711.html>

益財団法人日本サッカー協会は、Jリーグと連携しながら、八百長根絶を目指しています。

(3) 差別の禁止(1項目)

- a 不合理な差別を禁止することを明記した倫理規程、差別禁止宣言を定め、必要な施策を講じること

【解説】

◆ 求められる理由 ～差別禁止

スポーツ基本法第2条第8項に基本理念として定められているとおり、本来、スポーツ活動は、これに関わる者の自律的な意思に基づいて行われることが保障されなければならない。スポーツへの参加や関与を求める者の意思や参加機会が、不合理な差別によって阻害されてはなりません。不合理な差別は、スポーツ活動への参加のみならず、国内外の平和的交流をも阻害します。NFとして差別を排除することを宣言するとともに、違反行為に対して制裁を科す等、制度的な整備を図られることが重要です。

なお、日本体育協会加盟団体規程¹⁶⁵第12条第2項では、加盟・準加盟団体に対して、「差別等の不適切な行為の根絶に努めなければならない。」と定められています。

◆ ポイント

① 倫理規程の整備

差別的な言動によって個人又はNFや加盟団体の尊厳を害する行為を禁止し、違反行為に対しては制裁処分が科されうることを明文で明記します。NFとして、その統括するスポーツにおける不当な差別を根絶する宣言を行うことも有効です。

② 必要な施策の実施

差別的な言動による倫理規程違反行為が疑われる事象に対する調査手続、違反行為に対する処分等の懲罰制度の整備、日常的な啓発活動、相談窓口の設置等が考えられます。

¹⁶⁵ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation001.pdf>

【具体的な実践例】

- 日本オリンピック委員会加盟団体規程第 7 条(8)では、加盟団体に「本会の役職員倫理規程第 3 条及び第 4 条に定める事項を遵守する」ための取組が求められ、その第 3 条第 2 項には「役職員は、各国・地域の文化、習慣、歴史をよく理解し、これを尊重する。」、第 3 項には「役職員は、人権を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分、宗教、国籍、年齢、心身の障害等に基づく差別をしてはならない」と定められています。NF においても、役職員倫理規程にこのような規定を設けることが望ましいでしょう。
- 日本体育協会倫理規程¹⁶⁶第 4 条第 1 項には、役職員や登録者等の遵守事項として「暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用等の不適切な行為を絶対に行ってはならない」と定められており、各 NF においても、役職員や登録者等に対する倫理規程として定めるのが望ましいでしょう。
- 公益財団法人日本サッカー協会が JFA 基本規程に基づき定めた懲罰規程¹⁶⁷別紙 3-5 「差別」の項では、「人種・肌の色、性別、言語、宗教、又は出自等に関する差別的あるいは侮辱的な発言又は行為により、個人あるいは団体の尊厳を害した場合、以下の通り懲罰を科すものとする。」と定めて、差別的行為が禁止されていることを明記しています。

¹⁶⁶ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation061.pdf>

¹⁶⁷ <http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/08.pdf>

(4) 暴力の根絶、セクハラ・パワハラの禁止(2項目)

- | |
|--|
| <p>□ a アスリートの基本的人権を尊重し、暴力を根絶して、セクハラ、パワハラを禁止することを明記した倫理規程、暴力根絶宣言を定め、必要な施策を講じていること</p> |
|--|

【解説】

◆ 求められる理由

日本のスポーツ界においては、伝統的に指導者と競技者との間に構造的な上下関係が存在しており、このことから今日においても指導の名のもとに暴力、暴言やセクハラ・パワハラが残存していることが指摘され、近時、これが具体的な人権侵害という形をとって紛争化する中で、行為者のみならず、このような風潮を温存してきた NF に対しても一般社会の批判が向けられています。

本来、スポーツ活動は、自律的な意思に基づいて行われることが保障されなければならない、スポーツへの参加や関与を求める者の意思や参加機会が、暴力、暴言やセクハラ・パワハラによって阻害されてはなりません。暴力、暴言やセクハラ・パワハラが行われるスポーツは魅力的には映りません。

このような状況の中で、スポーツの普及、競技力の向上を目的とする NF として、暴力、暴言やセクハラ・パワハラの禁止を明確にし、その撲滅のために積極的な措置を講じていくという姿勢が示されていることは、NF の適正な運営が行われているかを評価するに際しても、重要な指標になります。

日本体育協会加盟団体規程¹⁶⁸第 12 条第 2 項では、加盟・準加盟団体は「暴力、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント…等の不適切な行為の根絶に努めなければならない。」と明記されています。

そして、日本体育協会倫理に関するガイドライン¹⁶⁹「I. 人道的行為に起因する事項」においては、「1. 身体的・精神的暴力(バイオレンス)行為等について」、「2. 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントについて」、「4. 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等の関係の在り方について」と 3 項目にわたって、この問題を根絶するための指針が示されています。さらに、日本体育協会倫理に関するガイドラインの別紙には、「ガイドラインに基づく基本的な整備事項等」として、「(1) 倫理に関する規程の整備」、「(2)

¹⁶⁸ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation001.pdf>

¹⁶⁹ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/plan02.pdf>

倫理委員会の設置(同委員会規程の整備)、「(3)不祥事予防のための意識啓発活動等の実施」、「(4)不祥事発生後の処理」が定められています。

◆ ポイント

① 暴力行為、セクハラ・パワハラ行為の禁止規程の整備

既に日本のスポーツ界においては、平成 25 年 4 月 25 日に、日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障がい者スポーツ協会、公益財団法人全国高等学校体育連盟及び公益財団法人日本中学校体育連盟が開催した「スポーツ界における暴力行為の根絶に向けた集い」において採択された「暴力行為根絶宣言」¹⁷⁰が採択されていますが、これは全ての NF で宣言したものであり、この宣言に基づき、各 NF においては、暴力やセクハラ・パワハラ等の不当行為の禁止を謳う NF ごとの暴力排除宣言、倫理規程の整備を実施する必要があります。

② 必要な施策の実施

暴力行為やセクハラ・パワハラ行為が疑われる場合に備えて相談窓口の設置、調査機関、禁止行為者に対する処分等の懲罰制度の整備、指導者資格の整備、研修等の啓発活動を積極的に行うべきでしょう。

なお、日本オリンピック委員会加盟団体規程 7 条(8)では、加盟団体が「本会の役職員倫理規定…第 4 条(同条第 4 項で暴力、暴言、脅迫、威圧等の暴力的行為や、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント等の反社会的行為の禁止を明記しています)に定める事項を遵守する」ために取り組むことが求められています。

¹⁷⁰ 日本オリンピック委員会「『スポーツ界における暴力行為根絶宣言』について」
<http://www.joc.or.jp/news/detail.html?id=2947>、日本体育協会「『スポーツ界における暴力行為根絶宣言』について」
<http://www.japan-sports.or.jp/tabid/931/Default.aspx>

【具体的な実践例】

- 日本体育協会倫理規程¹⁷¹第4条第1項には、役職員や登録者等の遵守事項として「暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用等の不適切な行為を絶対に行ってはならない」と定められており、各 NF においても、役職員や登録者等に対する倫理規程として定めるのが望ましいでしょう。
- 日本体育協会は、平成26年7月に、「公認スポーツ指導者処分基準¹⁷²」を定め、その別表は、「1. 指導対象者、関係者等に対する身体への不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為(暴力・体罰)」、「2. 指導対象者、関係者等に対する人格を否定するような発言・侮辱等心身に有害な影響を及ぼす言動」、「3. 指導対象者、関係者等に対する身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす言動」、「4. 指導対象者、関係者等の意に反して行った、わいせつな言辞、性的な内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動」、「5. 指導対象者、関係者等に対し行った、体力や競技力の向上、健康増進等とは明らかに無関係な、いわゆる「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓など不適切な指導」の類型に分けられた処分基準を定めています。各 NF においても、この処分基準を参考に、暴力行為、セクハラ・パワハラ行為等に関する懲罰手続を定めることが望ましいでしょう。
- 公益財団法人日本陸上競技連盟では、会員がセクハラや暴力行為等の倫理違反行為を行うことや、それらの行為により被害を受けることを防止するために「倫理に関するガイドライン¹⁷³」を定め、具体的な行為の指針を示すとともに、セクハラ・暴力行為の相談窓口を設定しています¹⁷⁴。

¹⁷¹ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation061.pdf>

¹⁷² <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/shobunkijyun.pdf>

¹⁷³ <http://www.jaaf.or.jp/ethic/>

¹⁷⁴ <http://www.jaaf.or.jp/ethic/ethic.pdf>

- b アスリートファースト、当該スポーツの将来を担う人材育成の視点を重視した指導者育成制度を構築していること

【解説】

◆ 求められる理由

スポーツ基本法第5条第1項では、NFは、競技者がスポーツ活動の普及及び競技水準の向上を図ることを目的として存在するところ、スポーツ活動の普及を図る上では、スポーツの活動主体である競技者の権利利益の保護や心身の健康の保持増進に配慮することが求められています。

競技者不在の運営やスポーツ活動を支える者をも育成するという視点を欠いた運営は、中長期的にはスポーツ界の衰退を招くことを自覚し、アスリートにとってより良い活動環境を優先的に確保するという観点に立って、指導者育成制度が構築されていることが重要です。

◆ ポイント

① アスリートファースト(プレイヤーズファースト)の視点

指導者育成制度を整備する上で、競技者としての実績や名声に頼ることなく、競技者に対して効率的で合理的な指導方法と能力の習熟度に応じて、指導能力を適正に評価できる制度が構築されていることが重要です。

② スポーツの将来を担う人材育成の視点

また、指導者育成制度を整備する上で、過度に体育的な要素ないしは教育的な要素のみを変調することなく、スポーツの競技指導の能力を考慮するとともに、指導を受ける者に対して長期的なスポーツの有意性を理解させ、将来のスポーツ活動を支える人材としての素養を習得させる能力が重視された制度が構築されていることも重要です。

【具体的な実践例】

- 日本体育協会は、「国民スポーツ振興と競技力向上に当たる各種スポーツ指導者の資質と指導力の向上をはかり、指導活動の促進と指導体制を確立する」ことを目的として、「公認スポーツ指導者制度」¹⁷⁵を設けています。同制度においては、国民スポーツ振興と競技力向上のために必要となる指導者の種類と役割を規定するなどしており、多様な指導者制度となっています。また、講習会の実施、マスター称号の付与、協議会の設置、表彰制度等による指導者の養成制度も設けています。
- 公益財団法人日本サッカー協会では、指導者養成を重要な強化対象事業に据えて、「JFA 指導者登録制度(公認指導者を対象とした登録制度)」「JFA 指導者養成講習会(公認指導者になるために受講しなければならない講習会)」「JFA リフレッシュ研修会(資格保有を継続するため公認 C 級コーチ以上に課される研修)」「JFA インストラクター制度(各指導者養成講習会に講師を派遣する制度)」を実施しています¹⁷⁶。

¹⁷⁵ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/shidoshaseido20140723.pdf>

¹⁷⁶ <http://www.jfa.jp/coach/official/training.html>

(5) 安全性の確保(1 項目)

- | |
|---|
| <p>□ a スポーツの安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じていること</p> |
|---|

【解説】

◆ 求められる理由

スポーツ活動は、これを行う者の心身の健康増進に資する一方で、その性質上不可避に心身を害する危険を伴います。もっとも、心身に対する危険性を不可避的に伴うとはいえ、健康増進に資する活動として、その促進に対して公的支援を受ける前提としては、健康増進を確保するために事故を未然に防止し、仮に事故が発生した場合には損害を最小限に留めるための体制が整備されていることが必要です。このような体制が整備されているスポーツは、安心して行うことができるスポーツになり、スポーツの普及・振興、競技力の向上につながります。

スポーツ基本法第5条第1項においても、「スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。」と定められていることから、NFは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しなければなりません。

また、スポーツ基本法第14条においては、「国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と定められています。

このことから、営利至上主義や興業至上主義を抑制し、スポーツ活動の安全を確保し、未然防止、事後的対応の体制整備を行うことは、スポーツのインテグリティ(高潔性)を維持する上で重要です。

◆ ポイント

① 安全の確保、事故防止のための措置

スポーツ活動に伴う重大事故の発生のリスクが低く保たれており、当該スポーツの安全性が確保されていることが重要です。例えば、競技会開催時における事故防止措置や、医師の帯同等の措置を講じなければなりません。

また、収集されたリスク情報や事故情報を活用して、事故防止検討会や専門家を交えた研修会を行い、合理的な事故防止策が逐次導入されていることが重要です。例えば、危険な事故発生のリスクがある行為をルール上禁止することや、安全指導の手引きや事故防止ガイドラインの策定等が考えられます。

② 損害保険等の整備

いかに慎重に安全性向上や事故防止のための措置を講じていたとしても、身体を一定の危険に晒すことを行為の本質として孕んでいる以上は、危険が現実化して事故が発生するリスクが残ることを自覚し、損害を被った者に対して適切な損害補償の措置が講じられるようあらかじめ損害保険等に参加していることが重要です。可能な限り保険加入措置を講じておくことが望ましいでしょう。

③ 事故情報の集積と研究

事故の発生は、現場レベルではごく稀に発生する事象ではありますが、各種スポーツ界又はスポーツ界全体を横断的な観点から見ると、頻繁に発生している事象でもあります。

そこで、加盟団体に対して、事故情報やリスク情報の収集と報告を求めうる体制を構築し、集積された情報を、発生原因や事故態様等の要素に従って、分析的に一元管理していることや、一元管理された情報に基づいて、合理的な事故防止対策の在り方を検討するため、継続的に研究が行われていることが望ましいでしょう。

【具体的な実践例】

- 各都道府県教育委員会には、部活動事故防止ガイドラインを定めている教育委員会もあります¹⁷⁷。各NFは、これらの教育委員会と連携を取りながら、競技人口の拡大に向けて、安全対策を試みる事が望ましいでしょう。
- 公益財団法人日本高等学校野球連盟では、甲子園で行われる全国大会に際して民間の気象予報サービス提供会社と契約し、正確な気象情報の分析を受けて、落雷や熱中症対策等の大会の実施の具体的な判断を行っています。また、心臓震盪事故防止(平成17年)、ファウルボール事故対策(平成13年)等の事故防止措置も採っています。
- 公益財団法人日本サッカー協会は、落雷防止に関しては、「サッカー活動中の落雷事故防止対策について」という通達¹⁷⁸、及び熱中症の防止に関しては、「暑熱下における試合における水分補給について(ご連絡)」という通達を地域・都道府県サッカー協会に向けて発しています。
- 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会では、重傷事故の撲滅という目標を掲げ、安全対策委員会を設けるとともに、登録者見舞金制度¹⁷⁹、重傷事故報告制度¹⁸⁰を実施しているほか、「ラグビー外傷・障害対応マニュアル」¹⁸¹、「脳振盪 ガイドライン等について」¹⁸²、「熱中症を予防するために」¹⁸³等を発刊、注意情報や事故防止に有益な情報を管理してウェブサイトにて情報提供しています。また、毎年、各地域で安全推進講習会を実施しています。
- 公益財団法人全日本柔道連盟は、平成26年7月30日、全国柔道事故被害者の会との協議会を実施し¹⁸⁴、柔道指導者1人1人が意識改革を行い、安全を第一とする指導の在り方、心構えを今一度見直していくことが確認されています。なお、公益財団法人全日

¹⁷⁷ 東京都教育委員会「部活動中の重大事故防止のためのガイドライン」(http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/pickup/seisaku/sport_guidelines.pdf)、神奈川県教育委員会「部活動における事故防止のガイドライン」(<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/367318.pdf>)等。

¹⁷⁸ http://www.jfa.or.jp/match/rules/pdf/rakurai_2.pdf

¹⁷⁹ <http://www.rugby-japan.jp/about/mimaikin.html>

¹⁸⁰ <http://www.rugby-japan.jp/about/committee/med&sci/2005/serious.html>

¹⁸¹ <http://www.rugby-japan.jp/news/2011/id9814.html>

¹⁸² <http://www.rugby-japan.jp/about/committee/safe/concussion/index.html>

¹⁸³ <http://www.rugby-japan.jp/news/2013/id20293.html>

¹⁸⁴ <http://www.judo.or.jp/p/33622>

本柔道連盟は、従前から、脳震盪対策として、「柔道の安全指導」¹⁸⁵、「柔道試合・練習中の脳・脊髄損傷への対応指針」¹⁸⁶等の資料を作成、配布しています。

- 文部科学省や独立行政法人日本スポーツ振興センターは、学校管理下の事故を中心として、事故事例が集積されており、学校事故事例検索データベースには、スポーツごとに特有の事故情報が掲載されています。このような情報に基づく事故対策は非常に貴重な資料となります。関連する報告書としては、以下のものがあります。

- ① 文部科学省「学校における体育活動中の事故防止について(報告書)」¹⁸⁷
- ② 独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校の管理下の災害」(各年度版)¹⁸⁸
- ③ 独立行政法人日本スポーツ振興センター「課外指導における事故防止対策調査研究報告書」¹⁸⁹
- ④ 独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校の管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究」¹⁹⁰
- ⑤ 独立行政法人日本スポーツ振興センター「体育活動における熱中症予防 調査研究報告書」¹⁹¹

¹⁸⁵ <http://www.judo.or.jp/wp-content/uploads/2013/08/print-shidou.pdf>

¹⁸⁶ http://www.judo.or.jp/wp-content/uploads/2014/07/judo_gaisyoutaiou140630.pdf

¹⁸⁷ http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm

¹⁸⁸ http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/tabid/1701/Default.aspx

¹⁸⁹ http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1008/Default.aspx

¹⁹⁰ http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1651/Default.aspx

¹⁹¹ http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1729/Default.aspx